

奈良市都市計画マスタープラン策定委員会の傍聴に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、「奈良市都市計画マスタープラン策定委員会」（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とする。ただし、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第29条各号のいずれかに該当する場合は、非公開とする。

2 委員会は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(開催の周知)

第3条 会議の開催は、原則として、会議開催の日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を、都市計画課及び文書法制課内の行政資料コーナーに備え置くとともに、奈良市ホームページにより周知するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認める者の定員
- (6) 傍聴の手続方法
- (7) 問合せ先

(傍聴の手続)

第4条 会議の傍聴を希望する者は、会議開催予定時刻の30分前から10分前までの間に、傍聴受付簿（別記第1号様式）に住所及び氏名を記入し、申し込むものとする。

- 2 会議を傍聴することができる者（以下「傍聴人」という。）の定員は10人とする。ただし、会議の都合により定員を変更することができる。
- 3 傍聴券（別記第2号様式）は、先着順に交付するものとする。
- 4 傍聴人は、会議の会議場（以下「会議場」という。）に入場する際に当該傍聴券を係員に提示しなければならない。
- 5 傍聴券は、退場の際、返却しなければならない。

(入場の禁止)

第5条 次に掲げる者は、会議場に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第6条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれらに類する行為をしないこと。
- (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、委員会が傍聴を認めないと定めた議題に関する検討等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

2 傍聴人は、会議終了後は速やかに会議場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの取扱要領に違反したときは、傍聴人に対して必要な指示を行い、これに傍聴人が従わない場合は、退場させることができる。

(傍聴人への資料配布)

第9条 傍聴人には、会議次第その他会長が必要と認めた資料を配布するものとする。ただし、資料は、退場の際、返却しなければならない。

(その他)

第10条 この取扱要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この取扱要領は、平成24年12月26日から施行する。

(廃止)

2 この取扱要領は、奈良市都市計画マスタープランが策定された日限り、廃止する。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 回奈良市都市計画マスタープラン策定委員会

整理番号 _____

傍 聴 受 付 簿

住 所	
氏 名	

第2号様式（第4条関係）

第 回奈良市都市計画マスタープラン策定委員会

整理番号 _____

傍 聴 券

- (1) 会議開始予定時刻10分前に再度受付前に集合してください。
- (2) 会議の冒頭で、会議の公開・非公開の決定を行います。
 - ・公開となった場合は、職員の指示にしたがって入場してください。
 - ・非公開となった場合は、傍聴できませんのであらかじめご了承ください。
- (3) 会議終了後は、配付した資料を返却し、速やかに退場してください。
- (4) 会議の円滑な運営に支障があると認められる場合には、退場していただくことがあります。

【注意事項】

- 1 次の方は、会議場に入場することができません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者
 - (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- 2 傍聴するにあたって、次の事項を守ってください。
 - (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
 - (2) 会議場において発言しないこと。
 - (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
 - (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
 - (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
 - (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
 - (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれらに類する行為をしないこと。
 - (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。